



Title	ヘーゲルの推論 : その格と具体的媒介者
Author(s)	吉田, 六弥
Citation	哲学論叢. 1977, 1, p. 65-80
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66740
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ヘーゲルの推論

——その格と具体的媒介者——

I

吉 田 六 弥

ヘーゲルにとって理性の形式としての推論は単に認識する思考の形式であるのみならず、また事物そのものの本性でもあった。すべての物が推論であると主張される。すべて理性的なものは推論であり、推論は概念の統一へ媒介することであり、またこの統一態でもある。この推論の後には客観性の領域が開けているのである。

カントの純粹理性批判と同様ヘーゲルの論理学もその論理的展開は推論でもって終っている。就中、両者ともそれぞれ意味合いは異なるにせよ推論を理性そのものの形式乃至働きであるとして、推論に高い評価を与えている。そしてこの理性乃至論理的なものが必然的にもつその内容の絶対的な性格は彼等の論理学の最後をなす方法論で規定されている。ヘーゲルにとっては論理学はその始まりから理性的なものであつて、唯それが始めその外面性においてあるいは仮象(*der Schein*)の形であらわれるのである。更に過程の進行とともにこの外面性と仮象が必然的であることが論証される。この仮象を通して仮象する働き(*Scheinen*)が解明され、仮象の背後に内容が前提されていることが明らかにされる。従つて単なる仮象の働きとみられたものは措定の働き(*Setzen*)であつたのである。ヘーゲルの論理

の中心的な働きは前提 (Voraussetzen) と指定の働きである。指定するとは即自的なもの即ち *an sich* あるいは *implicit* な状態にあるものを顕在化する働き即ち *für sich* あるいは *explicit* な状態にする作用である。しかし顕在化されたものは前提されていた事物に他ならないから、指定には前提ということが相伴っている。指定と前提とは同一の事物に係わっているが、しかし実現されているというのとまだ実現されていないというのではそこに違いがある。ヘーゲルはこの差異と同一性を考察するとともに *an sich* なものが現実化される必然性について述べている。前提されたものも一挙に実現されるわけではないから指定の作用にも種種の段階があつて、指定されたものもそれ自身次の段階を指定する能力をもつ。ヘーゲルはこの能力の本性を矛盾の中に求めている。しかし指定されたものもこのことによつて消失するのではなく、事物の統一の下に固定化され、契機として存続する。この事物の最初の直接的な姿の解消と契機としての存続という働きをヘーゲルは止揚 (Aufheben) とよんでいる。カントは推論を無制約者 (das Unbedingte) を提示する能力とみたのだがヘーゲルの無制約者は加えて実存するものである。この無制約者という言葉そのものはヘーゲルの論理学・第二巻本質論の根拠論で触れられている。そこでは根拠と根拠づけられるものとの関係が推論とみなされている (Hegel: Wissenschaft der Logik (Ph.B.) I, § 90)。この根拠付けの過程の全体を通してこの過程の根底に無制約者あるいは事物そのものが存在していたことが判明する。そして更にこの無制約者が実存のレベルに達していること、この実存への現出が唯根拠の媒介の消失によつてのみ媒介されているということが述べられている (op. cit. S. 90f)。しかし事物の真相を明らかにするために現象の世界の経験を経なければならない。こうして事物は因果性が支配する活動 (Tätigkeit) の領域において現実的存在となり、次に進んで、目的をもつ行為 (Handeln) の段階に到達する。行為もまた推論であるが (op. cit. S. 481) 推論そのものの敘述は活動と行為との間におかれて

いる。そしてヘーゲルの推論はそれまでの論理規定を契機としこの契機を通して概念の統一を実在化するのであるから、その取扱いは伝統的な論理学の推論のそれとはかなり異なっている。従つて推論では論理的展開の最終段としてそこでは何か新しいことが述べられるというよりむしろこれまで分離していた論理規定が相互関係と統一のアスペクトの下で再論されることになる。そして特にこれらの論理規定を措定し自立化させ、次にはこの自立性を解消する論理的作用の真相が明らかにされ、措定者と措定されたものとの交替と両者の同一性が示される。

ヘーゲルの推論も三つの概念と二つの前提そして一つの結論をもつ。これらの三概念は規定一般でも事物やその性質の名辞でもなく、普遍、特殊、個別の三概念規定である。ヘーゲルの推論研究は媒概念の位置とかその周延とかについて考えるのではなく、これら三規定をそれらの発展し実在化した姿とそれらの相互連関とにおいて考察する。そして結論は媒概念の真理であり、内実である。即ち、これら三者はいずれも自己の内実をもつとともに、他方相互に係するのであるが同時にこの他への関係が自己の内実を形成することが示される。この推論の全体によつて概念の統一が回復され実在化される。このようにヘーゲルの推論は判断や命題において現われた概念の関係を問題にし、これにより概念の内実の充実を達成するものである。しかし推論に現われるこれら普遍、特殊、個別の三の概念規定のおのそれはそれぞれ自己の規定と合致しない。この矛盾により推論は種種の段階を歩むことになる。

扱、ヘーゲルの推論は論理的展開の範囲において次の三点に亘る特徴をもつものと考えられる。第一にヘーゲルの推論は普遍、特殊、個別の三規定の中の一つを媒概念とし、この媒概念が他の二項を統一するという形をもち、そして如何に普遍、特殊、個別のそれぞれが媒概念の役割を果たすのかを順次明らかにし、またこの媒概念の交替の必然性をも明らかにするものである。第二に、推論によつて概念の統一へと媒介され、事物のレベルに達するのであり、

概念の内的過程は事物の直接性にとつてかわられる。もちろん物が「大前提と小前提とがたてられ、そして両者から結論が引きだされる」というふうにはできあがっているのではない。当初、推論は判断の形式以外に自己の形式をもたないにしても、判断の形式は推論においては止揚されており推論が判断から構成されるのは主観的な事情にすぎないといわれる。

第三に、最初にあらわれる直接的な推論のこの直接性は概念の必然的な契機である。推論は媒介ではあるが、最初にあらわれる推論そのものは媒介されていない。即ち直接的であるといわれる。しかし、最初の直接的な推論の形式的な媒介はこの推論自身の直接性を媒介することはできない。この直接的で形式的な媒介そのものが止揚されるのであつて、他方この止揚はまた直接的推論の直接性の止揚でもある。この第一の直接性は実は直接性の仮象にすぎないのであるが、この直接性が推論の媒介を引きおこすのである。この媒介の形式は必然的で客観的であつて、認識にせよ事物そのものにせよこの媒介とこの媒介の媒介とを経て前提された事物の直接性に達することになるのである。

ヘーゲルの推論は定有の推論、反省の推論、必然性の推論の三に区分されるが、今回は第一の特徴を中心に定有の推論を取りあげたい。

II

ヘーゲルの論理学によれば、判断とは概念の自己区別である。伝統的論理学においては一つの判断が種類の判断の種類に分類されるが、ヘーゲルの判断の分類は概念の発展系列をなすのであつて、判断のおのおのが等位的に並列されるのではない。この判断の系列の最後の段階は必然的判断（*das apodiktische Urteil*）である。ここでは主語と述語とがそれぞれ全体的な概念としてあらわれ、同じ内容をもつ。このことは判断を通して概念が自己を実現する

ということでもある。主語と述語とが同一の概念に収斂することによって判断の形式も止揚される。他方繫辞(Coupla)は元元主語と述語との外にあつて両者を外から結合する、両者の内実に触れない空虚なものであつた。判断の止揚を通してこのような繫辞も解消される。しかし概念の自己実現は他ならぬ概念統一としてのこの繫辞によって達成されるものであり、概念の自己実現は抽象的な繫辞が充実されることに他ならない。しかし判断という形式をとるかぎりこの繫辞の充実は姿をみせない。しかし推論も単に少なくとも三の判断乃至命題の結合という形式をもつものになりにくいように思われる。ヘーゲルの推論も三の格をもち、それぞれその媒概念が何であるかによってその格が決められている。第一格は特殊(B)が個別(E)を普遍(A)へ媒介するものである。第二格は個別が、第三格は普遍がそれぞれ媒概念である。これを式であらわせば左の様になる。

第一格:

第二格:

第三格:

$$B(E, A) = E - A \quad E(B, A) = B - A \quad A(E, B) = E - B$$

また伝統的な表示に従えば次の様になる。

第一格:

第二格:

第三格:

B—A	E—A	B—A
E—B	E—B	E—A
E—A	B—A	E—B

第二格と第三格とが入れ替わっている以外、式の表示の点でヘーゲルの推論も伝統的推論と同じ形式をもつ。また第

二格は特称判断を、第三格は否定判断をそれぞれ結論とする点も伝統的推論と同じである。ヘーゲルの論理学における努力は伝統的論理学から外れていないが、しかしヘーゲルの論理学は伝統的論理学がもつ形式の必然性とその矛盾を指摘して論理学の生命を回復しようとするものであるから、単に伝統的な式との対応を示すだけでは意味がない。ヘーゲルの推論の場合、大前提の主語が大概念であるのかあるいは媒概念であるのかどうかという問題、また小前提のそれが小概念であるのかあるいは媒概念であるのかどうかという問題は決定されえず、いずれでも差し支えない (gleichgültig)。従って伝統的な式との対応が可能になるのであるが、他面いずれの場合でも矛盾があらわれ媒概念の位置によっては決まった形式を表わすことはできない。また二つの概念を判断の主語と述語ととしてそれぞれ考察することは問題を再び判断論に戻して論じることになり、判断の形式からする考察は小論では取りあげられなかった。推論が二つの判断を前提とするのは、判断の主語と述語とがそれぞれ自己の展開を行なうからである。この場合両者の外面性からいってこの二つの展開が同一の判断をなすということがないのである。しかし両者の同一性は両者が一つの判断 (結論) の中におかれることを要求する。

第一格から順に取りあげ、第一格から第三格までへの推移について述べよう。⁽¹⁾ 第一格は推論の普遍的シエーマといわれる。何故なら、この格は個別が特殊に包摂され特殊は普遍に包摂される、故に個別は普遍に包摂されるという推論であるからであり、あるいはまた個別に特殊が、特殊に普遍がそれぞれ内属し故に個別に普遍が内属するという推論であるからである。しかしこの格の内実はこのシエーマの普遍性に合致せず、むしろ直接的で偶然的である。というのは真の概念規定である個別と普遍とはそれぞれまだ自己の規定の実を示しておらず、単に規定性一般である。従ってこの点で両者の普遍的な規定性とともに特殊性である。他方直接的な推論の概念規定はいずれも直接的であって、

この直接性の下では各規定は互いに外面的であつ自立性である。個別と普遍のさしあつた規定性である特殊性も特殊として普遍と個別の両者の外にあることになり、第三の規定として両者の媒概念となる。この直接性と外面性の下で個別と普遍のおのおのの自己の規定性に対する関係は直接的で、おのおのの関係はそれぞれ特殊な判断となつて、二つの前提を形成する。ここから判断「個別は普遍なり」が結論される。しかし主語は個別としていろいろな規定であり得るからいずれの特殊が媒概念とされるかは主語の中では決定できず、この決定は偶然的で恣意的である。また一つの規定としての特殊も抽象的普遍に対してはいくつかの規定性をもつ。従つて一つの決まつた媒概念を通して同一の主語に別別の普遍が述語となる。更にヘーゲルによれば一つの規定性も対立する二つの規定性の統一と考えられるのであるから、同一の媒概念から同一の主語に関して相矛盾する結論が引きだされることになる。

しかし、実際は大前提と小前提との二つから結論が引きだされるわけではないのである。結論は推論を離れてそれ自身一つの判断である。結論はそれ自体で正しい。この判断が推論による結論という形をとるのは、この判断がまだ媒介されてはいないが、媒介が必然的であること概念に媒介が必然的に含まれていることこのことを示している。結論「故に個別は普遍なり」の「故に」がこのことを表わす。ヘーゲルは二つの判断を並べて推論をつくるというのは何か新しいことをいつているようにみせかけているだけであると批評している。

直接的な概念規定は自立的で他との関係を免れている。それ故自立的な概念規定に対し他との関係が要求され、自立的なこの規定は自身の自立性が抽象的であるが故に他者との外面的な関係の中におかれることになる。このことはこの規定が契機として概念の統一の下におかれるということに他ならない。しかし概念の統一の下ではおのおのの概念規定は自立的であることはできない。またおのおのは直接相互に関係することもないのである。両者の関係は唯概

念の統一を通してのみ可能である。従つて第一格の推論の直接的な二つの前提のそれぞれに対しても概念の統一としての媒介が要求される。こうして二つの前提のおのおのを結論とする二つの推論が生ずる。このようにして前提へと溯る推論の平面的な無限の拡がりが生ずる。しかし同じ第一格の推論の連鎖からは何も生じない。この悪無限的過程は第二格への移行によつて止揚される。

この移行は次の事情によつて惹き起こされるものである。最初推論に現われる概念規定はそれぞれの規定に従つて推論の普遍的シエーマを形成するが、他方それらは直接的である。直接的な概念規定は互いに異なる。この相互の區別が両者の關係をなすとともに推論の形式をもなす。概念規定の直接性の下では規定間のこの區別は外面的な區別であつて、従つて直接的な推論の形式もまた外面的である。しかしこの外面性の故に推論は次の格へと推移するのである。即ち直接的な規定は自己の規定の中で、自己の規定に対しても他の規定に対しても無関心的 (*gleichgültig*) である。この無関心性が規定の自立性と外面性とをなすのである。しかし二つの規定の關係はこの両者の自立性の解消を意味し、一つの規定は他の規定へと移つていく。こうして推論が最初にもつ直接性と外面性とは推論そのものを媒介することになる。

次にこの第一格の推論がもつ直接性と偶然性とが措定されなければならない。第一格はそこでは個別が媒介をなしていたのだということを示す。直接的なものは個別的であるから、先に述べたように直接性が媒介をなしていたとすれば、推論は個別によつて媒介されていたことになる。元元最初、概念規定はそれぞれ直接的であつたから、特殊といへどもそれは直接的であつて実際には個別が媒介をなしていたのである。第一格の推論のこの点を明示した推論、個別が媒概念である推論が第二格である。このことを第一格の構成に即していえば、既に小前提において個別は特殊

であり、結論において個別は普遍である。従つて個別は特殊と普遍との統一であり両者の媒概念である。他方結論の述語の面からいえばこの述語である普遍はまだ抽象的であつて、個別が普遍であるためには個別自らが媒概念となつて、自己の外にある二つの規定の統一であることを示さねばならない。こうして推論の第二格が生ずる。

第二格において第一格がもつその偶然性が措定されるということは、推論の普遍的シェーマとしての第一格がこのシェーマの普遍性に対してもつ不適合性が措定されるということでもある。この普遍的シェーマはこの不適合性が措定されて初めてそれ自身推論であり得るのである。他方第二格はこの偶然性の故に特称判断を結論とする。同一の個別に二つの述語が内属するからといって、この二つの述語が判断を構成するとはかぎらないのである。両者の関係は偶然的であつて、肯定判断となる場合と否定判断となる場合とがある。それ故個別が媒概念である推論は特称判断を結論とするのである。次にこの偶然性について述べなければならぬ。この推論が正しい結論をもつ場合でもこの結論の正しさはこの推論によつて証明されたものではなくて、その結論はそれ自体で正しいのである。二つの概念規定が推論乃至媒概念の外でそれら自身において直接に結合され同一であるのである。この直接性または同一性は概念の直接性、概念の同一性である。これが先に推論において偶然性としてあらわれたところのものである。直接的な推論のもつ直接性は推論自身の直接性ではなくて、自己の外にある概念の直接性に依存していたのである。推論のこの直接性は、ヘーゲルの言葉に従えば、概念乃至事物の直接性の被措定有あるいは仮象といわれるところのものである。この被措定有の止揚によつて推論は事物の直接性に高められるのである。第一格がもつ偶然性を措定する第二格の意味はこの概念の直接性を示唆することにある。この第二格の推論の概念規定のおのおのはこの偶然性の下でそれぞれ個別性に帰つて自己の規定をも他の規定をも捨象しており、すべて抽象的普遍に達している。特殊と普遍とは媒

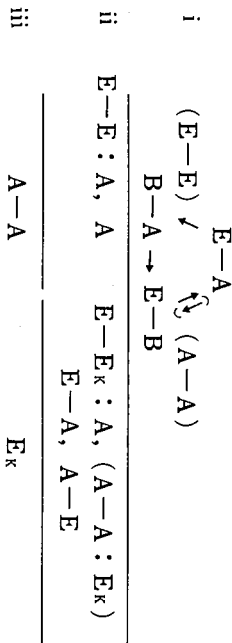
概念によつて連結されているのではない。媒概念もそれ自身抽象的普遍性であつて、両者の規定された統一ではあり得ない。それでもなお両者が媒概念において統一されているとすれば、それは抽象的普遍性においてであつて、媒概念がこのようなものとしてあらわれるとすれば推論は別の形をもつことになる。

第三格は普遍を媒概念とするものであるから、それは形式的推論の真理である。また第三格は推論の偶然性のより進んだ面を措定する。即ち第二格の結論である特称判断が含む否定性が措定されることによつて、第三格の結論は否定判断である。二つの主語が一つの普遍に包摂されるからといつて、この二つの主語が判断をなす概念かどうかは判らない。更にこの普遍が抽象的普遍であるかぎり、両者の関係は全く断たれている。従つて第二格におけるように両者の関係は特称的であることも許されず、全く否定的になつてゐる。ここでは推論は判断としては止揚されている。

このことによつて第三格の推論は次に述べる客観的意味をもつ。この意味は、媒概念が特殊と個別との統一として本質的に普遍であるということである。しかしこの普遍は質的な抽象的普遍であつて、両者をそれらの規定性において統一することはできない。それにも拘わらずなおこの抽象的普遍が普遍として両者の統一であるといふことから以下の二面が生ずる。第一に推論は三の概念規定を抽象的普遍として含むことによつて、単なる相等の関係あるいは包含の関係としてのA—A—Aなる推論となる。伝統的な形式的推論の可能性もこの推論の形式の中に求められるものと考えられる。普遍、特殊、個別の三つがそれぞれ自己の規定に無関心となり自己の規定から乖離するということ、逆にすべてのものがこれらの概念規定をもちうること、この二面からいへば大概念、小概念、媒概念に任意の名辞を与えることのできる推論が成立し得るものと考えられる。しかしこのような推論においては概念の考察は直接には可能ではなくなつてゐる。元元、アリストテレスにはこのような具体的名辞をもつた推論は存在しなかつたといわれる。第二に、二つ

の規定の具体的な統一はこの推論の外にあってこの推論によつては根拠づけられない具体的同一性の中におかれている。第三格において推論がもつ偶然性が否定性によつてその真の姿において措定される。普遍的形式である第一格、その内実が措定された第二格と第三格、この三者によつて形式的推論は完成される。第二格は推論の偶然性と概念の規定性の全体を措定する。第三格は推論の否定性が意味するところのものを措定する。第三格の結論が否定判断であるという意味は、判断が無限判断においてもつた意味と類似の事情にある。このことは次の点でこの推論全体の帰結となるものである。

推論は判断の真理を措定するものであるから、推論は第一に本来的な判断「個別は普遍なり」($E-A$)を結論とする第一格としてあらわれる。この結論の主語と述語とは既に述べたように、主語はまだ本来の個別ではなく、述語もまだ本来の普遍ではない。両者はそれぞれ自己に帰つて個別が個別であり、普遍が普遍であることを示さねばならない。この展開が推論そのものであり、個別と普遍とが媒概念となることによつて始まる。この展開を式で表わすと三層的な構成となつて、左のように示される。



個別 $\square$ は自身が個別であることを証明するために一先ず自ら媒概念となるが、この結果 $\square$ とは別の姿 $\square \rightarrow \Delta$ としてあらわれる。普遍 Δ は、直接には自ら普遍であることを証明する過程に入ることができない。表示の $(\searrow)$ がこのことを示す。普遍は唯主語である個別を通して、 $E \rightarrow A$ と $B \rightarrow A$ とを前提とする推論において初めて媒概念となる。こうして、普遍は普遍となるために一先ず $E \rightarrow B$ なる形に移行している。二つの判断 $B \rightarrow A$ と $E \rightarrow B$ とは、それぞれ E と Δ とが姿を換えたものであつて、これら二つの判断によつて、 $E \rightarrow \Delta$ を結論とする第一格の推論ができあがる。

即ち、 $\square$ と Δ とはそれぞれ自己とは別の形態を経て、これを自己の内実とすることにより、自己の他者から自己に帰り自己自身と初めて合致するのである。この場合結果 $\square \rightarrow \Delta$ が E と Δ との概念のそれぞれの内的過程の結果生じたものであることが示されている。表示の式の $E \rightarrow A$ 、 $B \rightarrow A$ 、 $E \rightarrow B$ は形式的にはそれぞれ循環的に三つの推論を完成していることが判る(以上 i)。

第三格の結論 $\square \rightarrow B$ は否定判断であつて、これはむしろ無限判断であり、 $E \rightarrow \Delta$ の真実である。推論全体の結果が否定的であることにより判断 $\square \rightarrow \Delta$ は解消されている。主語である個別は他者との関係を通して自己の内実を得る。最初の直接態の下では個別と個別の内実といわれるものとは異なつていて、個別は自己の外に自己の内実をもつように思われる。しかしこの直接性がこの内実を個別に媒介することになり、個別は自己の規定と内実とを取り戻す。自己に帰つた個別はこうして初めて個別として即ち具体的個別としてあることになる(E_k がこの具体的個別)。 $E \rightarrow \square$ も判断の形式としてはもはや判断とはいえない $E \rightarrow \square$ にすぎず、この点で結果は抽象的同一性にすぎない。すべてが抽象的同一性に陥つていふ点で結果は $A \rightarrow A$ となる(iiの左側)。個別が具体的個別であるということも形式的な判断としては抽象的普遍を結果しているにすぎないが、しかし同時に個別は推論の全体を通してこの抽象的

普遍に連結されているのであって、このかぎりE—Aが結果である。他方普遍は唯個別を介してのみ推論の過程に引き入れられ、第三格にあらわれる。抽象的普遍は抽象的な規定性であって、形式としてのこの抽象的規定が推論全体を通して自己の抽象性を措定することによって具体的個別に止揚される。このかぎりA—Bが結果である。判断B—Aの主語である個別Bが自己に帰って具体的個別に高まるというのが無限判断の意味であり、このことが推論の全体によって措定されたのである(iiの右側)。

この具体的個別がこの推論の結果であり、他方推論の形式全体も止揚されている。結果がなお判断の形式をもたねばならないとされるかぎり、結果はA—Aである(iii)。

こうして概念規定は抽象的同一性としてあるとともに、他方それぞれ他との関係から自己に反省して具体的個別の中に止揚されている。ヘーゲルはこの段階における具体的存在を指して、「形式に属する単なる個別性の外にある無条件に自己反省した普遍性としての規定性」あるいは「前提された」「直接的に承認された類」(op. cit. S. 334)というまた「客観的・普遍的」としての「類」(op. cit. S. 339)という表現を用いている。定有の推論の三の格のおのおのの媒介ではあるが、それ自身においては媒介の全体ではない。おのおのは自身においては直接性を有している。おのおのはこの直接性によって自身が媒介されているのである。他方この直接性を媒介することはおのおのの外にある。従ってこれらの三の推論は相互に媒介的となるが、この媒介は推論の全体、三の推論の中で完結している。

扱、他方今述べた結果は媒概念の面では次のことを含んでいる。即ち、媒介が概念の具体的同一性によって生ずるものであり、媒介者が具体者であるということのことが含まれている。推論が媒介するのではなくて、推論の主観性が止揚されるのである。推論はこのことによって初めて媒介であり得るのである。こうして推論は具体的存在の段

階へと高められる。その際これまでの推論の形式性と媒概念の抽象性とは事物そのものの必然的な抽象性であり、この形式は事物そのものの形式であることが判明した。事物の外面性としての形式的推論は自己の抽象的普遍性を措定することによって自己の外に媒介者でもある具体的なものの存在を明らかにしたのである。定有の推論においては、具体的存在から遊離した外面的な形式としての規定性の関係が問題になった。しかし実際にはむしろ規定性が具体者に密着していて形式となり得ないところに形式主義の欠陥があるのであって、規定性が単に質にすぎないという点でこの推論が質的推論ともいわれるのである。実際、内容は既に与えられている。しかしこの内容の直接性においては概念の三規定はすべて単に相互に異なるものとしてあらわれ、それぞれ自立的であり、それぞれ内容である。そしてこれらの内容の相違が形式を与える。内容規定がここではそのまま形式規定となっている。このような形式が内容の抽象において普遍的な形式とみられるならば、この形式は内容に即して、内容の形式ではない。形式は内容の構成にまで進まず、内容に反省しない。しかし定有の推論の止揚とともにこの推論の外にある具体的存在が明るみに出されると、この事物の存在の下で今や形式が内容に対自的となる。このことによって初めて形式が形式たり得、この形式を通して内容に触れることが可能になるのである。

こうして推論は、直接的推論とも形式的推論ともまた質的推論ともいわれる定有の推論からこの推論の結果である具体的個別を出発点とする反省の推論に移る。反省の推論においては具体的となつた媒概念が辿る経過と具体的個別における概念の規定性とそれらの間の関係とが考察されることになる。残された反省の推論と必然性の推論については次の機会をまつて論じたい。唯これら両推論におけるこれまで述べてきたことの後の経過の概略を示すと、反省の推論では定有の推論がもっていた相互前提性が一つの推論の中に持ち込まれて、大前提が結論を前提している。

定有の推論の抽象的な媒概念は反省の推論でははつきりした区別をもつようになるが、必然性の推論においてこの区別は再び単純な自己同一性に反省する。確かに概念は二つの規定の統一である。しかし両規定が直接に概念の中で合一しているかぎり、この概念は外面的で両規定の区別と同一性とは主観的である。これら二つの規定が存在するということ即ち両者の区別が概念において措定されなければならない。しかしまた次にはこの概念は自己が両者の統一であることも示さねばならない。媒概念はこうして具体的となるが、具体的存在は直接的であるから同時にこの媒介そのものが止揚される。必然性の推論は、具体的存在の直接性と推論による媒介との矛盾を含む。この矛盾は仮言推論において端的に現われるが、これは媒介されるものと媒介者との統一が措定されることによって止揚される。

注

(1) 推論の格の解明は論理学、体系 (Enzyklopädie)、哲学概論 (philosophische Prolegomena) のそれぞれで行なわれているが、それぞれアスペクトの相違はあれ本質的にはいずれも同一のことを含んでいると思われる。

(2) ヘーゲルによれば、アリストテレスの推論は専ら内属 (Inhärenz) の関係に基づいてゐるのだから (Hegel: Wissenschaft der Logik (Ph.B.) herg. v. G. Lasson II, S. 312)。ヘーゲルが根拠にしてゐるのはアリストテレスの分析論前書 A の 4 (24b30) の個所である。そこでは確かに「完全な」推論が提示されてはいるが、しかしこれだけでアリストテレスの推論の性格が明白になったとは思われない。ヘーゲルはアリストテレスの論理学について彼の哲学史講義の中でも批評を加えている。しかしそれはかなり一般的で個々の論理規定については必ずしも詳細に検討されてはいない。アリストテレスのオルガノンにヘーゲルの思考に大きな影響をもつていて、ヘーゲルの思考はアリストテレスの哲学の中で十分体験を積んでいられると思われる。オルガノンや形而上学やの全体がどのように鑄直されてヘーゲルの思考形式となっているかが考えられなければならない。しかしアリストテレスは推論の論理的必然性と推論の「規定された差異の論理的必然性」とを推論の概念から引きだしてはいないから、ヘーゲルは彼とアリストテレスとの差異を承知していて両者の推論の比較を控えたのかもしれない。アリストテレスは論理形式の全体を推論において総括するということをしなかったから、彼の論理学をヘーゲルのそれと対照して論ずるのは難かしい。前述の分析論の個所の後には贅辞の問題

が出てくる。アリストテレスの繫辞には三つあって、「何何について述語される」と「何何の中に含まれる」と「何何に属する」とである。この三者の異同についてはここで述べることはできないが、先の二つについては同じであるといわれている（24b25）。しかしそこには命題の全称性ということがともなっていて単に述語の相等のみが問題とされているのではない。他方アリストテレスは命題間の関係をも取り上げており、アリストテレスにおいて推論、命題、述語の三者を一つの論理的視点で述べようとするのは困難である。加えて現代のいろいろの哲学がアリストテレスの哲学と接点をもつていて、それぞれアリストテレスの哲学に寄与を行なっている。しかしこのことによってこの哲学に対する考え方もより複雑になってくる。ヘーゲルが内属の関係といたったものが包含（*implication*）の関係といわれたりする。内属と包含とは同じではないからそこには別の問題も生じてくる。中世以来の伝統的なアリストテレス哲学と現代のアリストテレス哲学の理解とを両者弁えながら、この哲学とヘーゲルのそれとの関係を見直すことはこの考察のための寄与が多くなっただけより容易になったものと考えられる。しかし当面は我々はそのための多くの素材に直面しているのである。

（大学院博士課程学生）